

新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例の構成

前文

- 制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる文章
- 各条文の解釈の基準となるもの

総則

- 目的…条例制定の目的
- 定義…この条例で用いている重要な言葉の意味
- 基本理念…条例を推進する上での基本的な考え方

役割

- 町会・自治会への理解と関心、町会・自治会活動への参加、連携、協力を推進



区の責務

- 条例の周知・理解促進
- 町会・自治会活性化施策の推進
- マンションの連絡先を町会・自治会へ提供

施策の推進

施策体系(3つの基本目標)

町会・自治会の
持続可能な運営を推進

地域で活動する様々な主体による
地域コミュニティへの
参加・協力連携を推進

安全安心で暮らしやすい
まちづくりのための
活動を推進

● 施策の実行

● 取組状況の確認

地域コミュニティを活性化させ、
暮らしやすいまちを実現

条例の詳細については
こちらから



～地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指して～

新宿区未来につなぐ 町会・自治会ささえあい条例

令和6年12月9日公布・令和7年4月1日施行

町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域
コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指
すことを目的に条例を制定しました。



新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例の概要

I 前文

- 前文は、この条例を制定するに至った背景や目的、基本的な考え方を明らかにするものです。

町会・自治会の重要性

町会・自治会は、地域コミュニティの中心組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきた「暮らしやすいまちづくりになくてはならない存在」です。

社会情勢の変化と影響

生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下や担い手不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を次世代に伝えていくことが大切です。

地域コミュニティのあるべき姿

区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、町会・自治会への理解と関心を深め、活動に参加、協力、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、新宿に暮らし、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

II 総則 - 基本理念

- 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき町会・自治会の活性化を推進します。
- 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより、町会・自治会の活性化を推進します。

III 役割

- 条例では、町会・自治会をはじめとした地域で活動する主体の役割をそれぞれ定めています。

マンション等建築主等

- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携
- 町会・自治会との連携に係る連絡先の区への報告

マンション等管理者等

- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携
- 町会・自治会との連携に係る連絡先の区への報告
- 既存マンション等の管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区からの求めに応じ、連絡先の区への報告

区民

- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力

事業者

- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携

町会・自治会

- 地域コミュニティの発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取り組みを永く次世代に伝えること
- 町会・自治会活動の理解促進、区民相互の交流や協議

小中学校・高校

- 児童・生徒等の町会・自治会への理解と関心を深める機会や活動に参加、協力、連携する機会の創出

地域活動団体※

- 町会・自治会活動への参加、協力、連携

※「防火防災協会」「新宿区民生委員・児童委員協議会」「地区青少年育成委員会」「新宿区スポーツ推進委員協議会」「清掃協力会」などの地域で活動する団体をいいます。

大学・専修学校等

- 町会・自治会への理解と関心
- 町会・自治会活動への参加、協力、連携

連絡先の報告義務

本条例では、マンションの建築主や管理者等に連絡先を区へ報告することを義務付けています（既存のマンションは努力義務）。報告された連絡先は、町会・自治会活動への参加、協力、連携を後押しするため、町会・自治会からの要望により、町会・自治会に提供します。

IV 区の責務

- 条例では、以下の3つの区の責務を定めています。

① 条例の周知・理解促進を図ること

条例を分かりやすく解説するハンドブック等を活用しながら、広く周知していきます。

② さまざまな主体と連携して活性化施策に取り組むこと

さまざまな主体と連携しながら、町会・自治会を活性化するための施策に取り組んでいきます。

③ マンションの建築主や管理者等の連絡先を、町会・自治会へ情報提供すること

連絡先は、町会・自治会とマンションの関係づくりに活用していきます。

V 施策の推進

- 条例の目的を効果的かつ効率的に達成するため、活性化施策を体系化した計画（新宿区町会・自治会活性化推進プラン）を条例施行に合わせて策定します。

